

広島県立佐伯高等学校 生徒指導規程

第1章 総則(生徒指導の定義)

第1条(目的)

生徒指導は、一人一人の生徒の個性の伸長を図りながら、同時に社会的な資質や能力・態度を育成し、さらに将来において社会的に自己実現ができるような資質・態度を形成していくための指導・援助であり、個々の生徒の自己指導能力の育成を目指すものである。

第2条(目指す生徒像)

主体的な学びを通して、夢や目標の実現に向けて真摯に取り組む生徒。
社会人としての基礎を培い、基礎的人間力を身に付けた生徒。

第2章 学校生活について

第3条(時間)

(1) 始業時間

8時35分までにはホームルーム教室で着席しておくこと。ホームルーム教室で着席していない場合は遅刻とする。遅刻のチェックはチャイムの始まりの音とする。

(2) 下校時刻

| | |
|-------------|--------|
| 夏季(4月から10月) | 18時00分 |
| 冬季(11月から3月) | 17時30分 |
| 月曜日(部活動休養日) | 17時00分 |
| 長期休業中 | 17時00分 |

(3) 部活動休養日

毎週月曜日を部活動休養日とし、17時には完全下校とする。

第4条(学校生活)

(1) 無断外出禁止

始業から放課までの間は、無断外出を禁止する。昼食のための外出や帰宅も禁止する。

(2) 遅刻・欠席連絡

欠席・遅刻・早退については、始業までに保護者から学校に連絡すること。

(3) 持ち物

本校指定の通学カバンを使用すること。補助カバンとして華美でないサブバックの使用は認める。授業に必要なものは持ってこないこと。

(4) 持ち込み禁止の物

スマートフォン等の通信機能の付いたICT機器、携帯オーディオ、その他通信機器、ゲーム類、漫画、雑誌、トランプ、菓子類など不要なものを学校へ持ち込まないこと。

第5条(アルバイト)

原則として禁止する。

家庭の経済的な理由による場合に限り、保護者及び本人は、担任と面談を行い、※①～⑤すべての項目に該当しない場合に限り、許可願を提出することができる。許可願提出後、生徒の健康、学校生活への影響、家庭の経済状況等を十分に留意して判断し、許可を決定し、「アルバイト許可証」を発行する。発行後、届出内容に変更が生じた場合は、その都度許可願を提出しなければならない。

※経済的な理由による場合であっても、次の①～⑤については許可しない。①就業禁止業務:危険な業務,有害な場所における業務(労働基準法第62条),酒席に待する業務,酒類提供を主たる目的とする店,特殊の遊興の接客業,風俗営業,娯楽場における業務 ②深夜業:午後10時から午前5時までの間の就業(労働基準法第61条) ③バイク・自動車の使用 ④1年次1学期 ⑤生徒の健康,学校生活へ影響を与える場合。

第6条(その他の禁止事項)

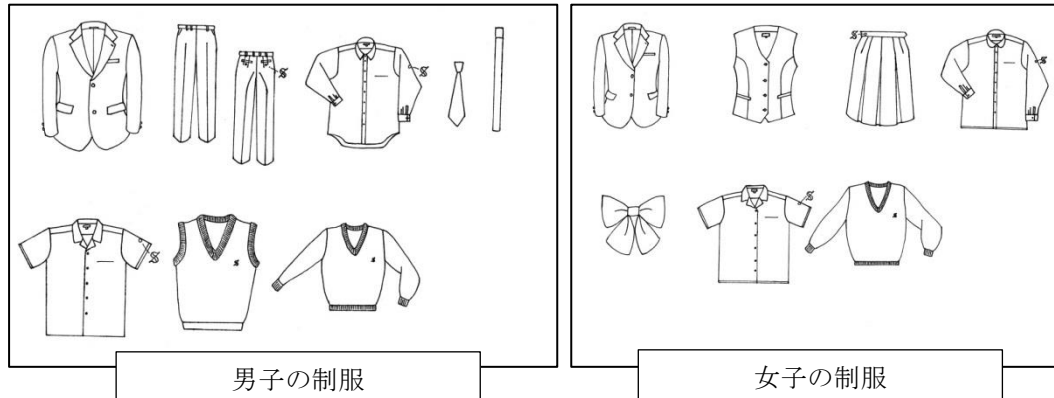
- (1) 飲酒,喫煙,暴力,脅迫,窃盗,占有離脱物横領など法令に違反する行為
- (2) 18才未満の入場が禁止されている場所,風紀上問題があると思われる場所への立ち入り(カラオケボックス,ゲームセンターなど)
- (3) その他高校生としてふさわしくない行為

第3章 服装・頭髪について

第7条(服装)

- (1) 校内外の学習活動及び登下校(休業日も含む)の際は,学校が定める制服を正しく着用すること
- (2) 防寒具として,通学時のみ,派手でないマフラー,手袋,防寒着の着用を認める。ただし校内での着用は禁止する。
- (3) 履物は通学用,屋内用に分け,通学用は黒のローファー(革靴)または体育時の屋外シューズ,屋内用は指定の履物とする。
- (4) 靴下は,白・黒・紺・グレーの無地で,ひざ下からくるぶしがしっかり隠れるものとし,ワンポイントまで可。(ラインが入ったもの,スニーカーソックスは認めない。)
- (5) アンダーシャツは白・黒・紺・グレー,肌色の無地(ワンポイントは可)のみとし,袖口・首もとからでないこと。ただし,進路先に受験の際は,アンダーシャツは白のみとする。
- (6) 体育授業時以外のジャージの着用・使用を禁止する。
- (7) 装身具(イヤリング,ピアス,指輪,ネックレス,ブレスレット等)は着用しない。
- (8) 通学バッグは指定のものとする。
- (9) 男子の服装は次のとおりとする。
 - ア 指定のブレザー,ズボンとする。
 - イ シャツは冬期・夏期(半袖)とも指定のものを着用する。
 - ウ 長袖カッター着用時は,指定ネクタイを着用する。
 - エ ベスト・V首セーターを着用するときは指定のものとする。
 - オ ベルトは必ず着用する。
- (10) 女子の服装は次のとおりとする。
 - ア 指定のブレザー,ベスト,スカートとする。

- イ ブラウスは冬期・夏期(半袖)とも指定のものを着用する。
- ウ 長袖ブラウス着用時は、指定リボンを着用する。
- エ V首セーターを着用するときは指定のものとする。
- オ 女子のストッキング・タイツは黒または肌色とし、履いた時に地肌が透けないものを着用すること。
- カ スカートの丈はひざの中央部からひざ下 10 cmまでとする。S字マークが見えること。



- (11) 衣替え期間は特には設定しない。指定した制服の範囲で、各自の体調に合わせて着用すること。但し、儀式や行事等で服装を指定する場合には、指示のあった制服を着用すること。

第8条(頭髪など)

- (1) 社会の一員としてふさわしい、高校生らしい髪型(受験に行ける状態)とし、奇抜な髪型はしないこと。
- (2) 男子の髪型は前髪は目にかからない、横は耳にかからない、後ろ髪は襟足にかからないこととする。
- (3) マニキュア、化粧、パーマ、カール、染色、脱色、整髪料(ムース、ワックス、ジェル、スプレー等)、マユ剃り、化粧、装飾品(ピアス、ネックレス、指輪、ミサンガ、リストバンド、数珠等)、香水は禁止とする。
- (4) ヘアピン・髪留めゴムの色は黒紺茶系とする。シュシュ等飾りの付いたものは禁止する。

第4章 交通安全について

第9条(徒歩通学者)

右側を一行で通行すること。道に広がって登下校しないこと。交差点では信号を守り、横断歩道を渡ること。

第10条(自転車通学者)

- (1) 交通ルールを守り、交通事故のないように気をつけ、一行で登校すること。
 - ・歩行者や他人の自転車と接触し転倒させるなどのことがあれば、必ず学校名・氏名を告げて詫び、ただちに学校へ連絡すること。
 - ・緊急の場合は、周囲の大人に119番通報(救急車)を依頼すること。特に小学生・幼児の場合、その家に行き、事情を説明し陳謝すること。
 - ・被害にあったときや車を傷つけてしまったときには、相手の氏名、車のナン

- バー、電話番号などを確認しておくこと。
- (2) 自転車通学をする場合には、自転車通学許可を取り、通学許可シールを所定の位置に貼ること。通学許可シールのない自転車での登校はできない。また、防犯登録は必ずしておくこと。
 - (3) 自転車点検の項目は以下のとおりとする。
ブレーキ・ライト・反射板・防犯登録・レインコート(カッパ)・ベル・スタンド・記名
 - (4) 右側通行，二人乗り，並進，傘さし等法令に違反する行為はしないこと。
 - (5) 暗くなったら必ずライトをつけること。
 - (6) 指定の駐輪場に整然と駐輪し，所定外の場所あるいは学校周辺その他には置かないこと。
 - (7) 必ず施錠しておくこと。(二重ロックにしておくことが望ましい。)
 - (8) また，県道に出るときには，手前で一時停止をすること。
 - (9) 万が一に備え，任意の自転車保険にも加入しておくことが望ましい。

第11条(バス通学者)

バス等の交通機関利用者は，マナーを守り，高校生としての自覚ある行動をとること。

第12条(車による送迎)

道秀坂は離合で混雑するので，時間に余裕をもって登校し，必ず体育館前で下車すること。また路上積雪又は凍結の場合は，徒歩通学者の安全のため，道秀坂の下で車を降りて，登校すること。

第13条(原動機付自転車・自動二輪等の免許の取得)

すべて禁止とする。

「四ない運動」(免許を取らない，バイクを買わない，バイクに乗らない，親は子どもの要求に負けない)の趣旨をよく理解して，原動機付自転車・自動二輪等には乗車しないこと。

第14条(運転免許証(普通自動車)の取得)

3年生で卒業後，就職で普通自動車免許を必要とする者で，次の条件を満たしている者は，休業式後，自動車学校(教習所)への通学を許可する。

- ・学校の課題や補充が終了している者。
- ・「運転免許取得許可願」提出して許可を受けた者。

第5章 ICT機器等の使用について

第15条(SNS等の利用)

- (1) 一度インターネット上に出た情報は瞬時に拡散することを想定し，個人情報等を安易に記載しないこと。
- (2) SNSやそれに準ずる場所に他者を誹謗・中傷するような書き込みは絶対にしないこと。それらが書き込まれていることを見たり，聞いたりした場合には，速やかに必ず学校に報告をすること。
- (3) SNS等(メール送信等も含む)に掲載する場合には，事前に必ず宛先や内容を確認すること。
- (4) 撮影した画像や動画をインターネット上にあげる際には，データに位置情報が含まれている場合があるので，よく注意して利用すること。

第16条(著作権及び肖像権の保護)

全てのホームページやインターネット上の情報(画像・動画含む)には著作権や肖像権が発生することを理解し、無断で転載したり、加工したりしてはならない。

第17条(利用のルール)

- (1) ICT機器等の利用については、保護者とよく話し合い、家庭でのルールを設定し、適切に利用すること。
- (2) セキュリティソフトやフィルタリング機能を活用し、安全に利用できるようにすること。

第6章 指導内容について

第18条(遅刻者への指導)(半年単位)

遅刻をした場合は、担任から保護者に連絡する。また回数により、次の指導を行う。

- ・遅刻4回 生徒指導主事から説諭。
- ・遅刻7回 教頭から説諭。
- ・遅刻10回 校長説諭を行い、特別な指導として授業点検を行う。

第19条(服装頭髪指導)

- (1) その場ですぐに改善させる。すぐに改善できない場合は、期日を指定し改善させる。
- (2) 違反を繰り返す生徒は、学年及び生徒指導部で指導する。
- (3) それでも改善がない場合には、管理職が指導する。
- (4) 眉剃りやピアス等を着用するための穴、それに準ずるものがある場合には完全に改善するまで経過観察とし、期日を指定し、生徒指導部が確認をする。
- (5) 特異な髪型(特に長短の差が大きい髪型、ツープロックなど)は、期日を指定し改善させる。その際には、短い方の長さに合わせて頭髪を整えるように指導する。

第20条スマートフォン等の指導

- (1) 校内の持込を禁止する。持込みがわかった場合は、次の指導を行う。
 - ・1回目, 2回目 放課後, 担任による指導。
 - ・3回目, 4回目 担任から保護者へ連絡。生徒は反省文を書く。
(当日の放課後返却)
 - ・5回目以上 保護者来校の上, 生徒指導主事による訓戒。
特別な指導として授業点検を行う。
- (2) 定期考査中の教室への持ち込みがわかった時点でカンニングとしてみなして指導する。

第21条(特別な指導)

- (1) 生徒が、自ら起こした問題行動及び犯罪行為を認め反省し、今後の学校生活をどのように送ればよいか考えさせるため特別な指導を行う。
- (2) 指導項目
飲酒, 喫煙, 暴力, いじめ, 窃盗, 金銭強要, 占有離脱物横領, 薬物等乱用, 銃刀法違反, 不法侵入, 虚偽(身分を偽る等), 不正行為(試験の妨害, カンニングと誤解される行為, 携帯電話等ICT機器の鳴動及び操作も含む), 器物破

損，交通違反，携帯電話による犯罪等，法令に違反する行為，性に関する問題行動等。その他，校長が教育上特別な指導を必要と判断した行為。

第22条(その他)

第21条に規定する指導項目以外の触法行為，マナー違反に対する指導内容については，校長が別途定める。